

社会福祉法人奈良愛の園福祉会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人奈良愛の園福祉会（以下（法人）という。）の定款第8条及び定款第21条の規定に基づき、法人の役員及び評議員の報酬等について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程で役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬とは、法人と委任関係にある役員及び評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会等への出席報酬等)

第3条 理事が、理事会及び理事長の命を受けて法人及び施設・事業所の運営業務等に出席したときは、別表1による報酬と別表3による旅費交通費を支払う。

2 評議員が、評議員会及び理事長の命を受けて法人及び施設・事業所の運営業務等に出席したときは、別表1による報酬と別表3による旅費交通費を支払う。

3 理事及び評議員が、入札審査会等法人が開催する会議に出席したときは、別表1による報酬と別表3による旅費交通費を支払う。

(役員及び評議員の業務報酬等)

第4条 理事長及び業務執行理事が、法人及び施設・事業所の運営業務に従事したときは、別表2による報酬を支払う。

2 理事が、理事長の命を受けて法人及び施設・事業所の運営業務に従事したときは、別表1による報酬を支払う。

3 評議員が、理事長の命を受けて法人及び施設・事業所の運営業務に従事したときは、別表1による報酬を支払う。

4 前各項業務に従事したときの旅費交通費は、別紙3により支払う。

(監事の報酬等)

第5条 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1による報酬と別表3による旅費交通費を支払う。

2 監事が、法人及び施設・事業所への指導監査への立会い及び運営状況の指導若しくは監査の業務又はその他理事長の命を受けて法人及び施設・事業所の運営業務に従事したときは、別表1による報酬と別表3による旅費交通費を支払う。

(出張旅費等)

第6条 役員及び評議員が、法人及び施設・事業所の運營業務のため出張する場合は、第4条の報酬に加えて別表4による日当及び旅費交通費を支給する。

2 旅費などは、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払、出張終了後精算することができる。

(報酬及び費用弁償の支給日)

第7条 常勤役員の報酬は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が金融機関の休業日にあたる場合には、前営業日に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬並びに費用弁償は、業務にあたった都度遅延なく支払うものとする。

(報酬及び費用弁償の支給方法)

第8条 報酬及び費用弁償は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意があるときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振り込む方法によることができるものとする。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(重複支給の防止)

第9条 監事及び評議員を兼務する理事が、同一日に開催される理事会及び評議員会のいずれにも出席した場合は、評議員会に係る報酬及び旅費は雌雄しない。

2 役員及び評議員が、理事会及び評議員会に出席し、当該開催日当日に第4条の規定により業務運営に従事したときは、理事会及び評議員会に係る報酬及び旅費は支給しない。

3 法人及び施設・事業所の職員を兼務する役員及び評議員は、原則この規程を適用しない。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、評議員の議決を経なければならない。

附則

1. この規程は2017年4月1日から施行する。

2. この規定は2021年4月1日から施行する。